３．教育、学びへの取り組みについて

掲載内容について

「３．教育、学びへの取り組みについて」では、平成２７年度の教育委員会の取り組みの重点を示した「平成２７年度教育の重点」に基づき、実施した事業や取り組み等について、その内容や成果、事業等の実績、今後の課題や次年度以降の取り組みについて、自己点検及び評価を下記のとおり掲載しています。

掲 載 例

重点目標１　確かな学力の定着

平成 27 年度の教育の重点（教育における年度計画）を記載しています。

子どもたちにとって生涯にわたる学習の基礎となる知・徳・体の調和がとれた「生きる力」・・・・・・また、学びのルールを徹底し、学習意欲を高めるとともに、家庭学習や放課後学習など保護者・地域と連携した取組みを推進します。

【主な取組み内容】

１．言語活動の充実

① 児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、また、それらを活用して・・・・・・信頼関係による学習集団づくりを推進します。

教育の重点の「取組内容」に基づき、各課・館が取り組んだ内容や成果を記載しています。

平成 27 年度の取り組み及び成果

□ 全国学力・学習状況調査の結果と改善策を保護者へ情報提供し、市内全校において、・・・ また、各校の校内研修において、授業改善に向けての研修を実施し、校内で統一した学習規律に関するルール作りを進め、児童・生徒指導の一貫性について確立を進めた。

各事業の実績等

「取組内容」に関する事業の実績について、市の決算成果報告書から引用しています。また、主に各学校・幼稚園で取り組まれた事業については、「学校園での取り組みについて」として掲載しています。

１．学校教育推進事業【継続事業】

(1) 事業の目的

創意と活力に満ちた特色ある学校園づくりに寄与し・・・を図る。

(2) 平成 27 年度の実績

① 国語力向上事業

言葉の美しさや表現の多様性に触れたり、自分の考えや気持ちを適切に表現したりすると同時に、郷土に対して目を向け、大切に思う気持ちを持つ子どもを育成するため、・・・

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

妥当性
- A：事業目的達成のため手段として必要で、内容も適正。
- B：手段として必要だが、内容検討の余地あり。
- C：手段として必要性が乏しい、または内容を大幅改善する必要あり。

効率性
- A：少ない経費で効率良く成果をあげており、費用対効果が高い。
- B：経費の削減に関して検討余地がある、または同経費でも成果の向上が期待可能。
- C：経費に対する成果が少なく、実施手法の改善を要する。

有効性
- A：予定の事業内容どおり結果を残すことができた。
- B：概ね予定内容を達成できたが、検討の余地あり。
- C：当初予定の事業内容と結果に相違があり、改善を要する。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

「取組内容」に関する今後の課題及び次年度以降の取組を記載しています。

□ 家庭・地域に各校の学力に対する課題を示し、より協力・・・また、教員の授業力向上のために、夏季休業中などに、外国語活動の指導や言語活動の充実を図るための授業づくり等、様々な教員研修を設定する。

重点目標１　確かな学力の定着

（平成 27 年度担当課：学校教育課　現担当課：教育指導課）

子どもたちにとって生涯にわたる学習の基礎となる知・徳・体の調和がとれた「生きる力」を育成するためには、基礎基本の確実な定着が、欠かすことのできない要素です。特に、その学年の子どもが身につけておかねばならない学力を確実に定着させることは重要である。

また、全国学力学習状況調査等の結果から、本市の児童・生徒は、自分の考えを書いたり説明したりすることにやや課題があることから、これらの点を踏まえ、学力向上に向けて全小中学校が一体となった取組みを実施していくことが必要である。

そのため、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、それらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力やコミュニケーション能力を育むための授業に取り組む。また、学びのルールを徹底し、学習意欲を高めるとともに、家庭学習や放課後学習など保護者・地域と連携した取組みを推進する。

【主な取組み内容】

１．言語活動の充実

① 児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、また、それらを活用して課題を解決する能力や、思考力、判断力、表現力、コミュニケーション能力を育むために、ICT 機器を活用し、視覚的効果により子どもたちの興味関心を高める。

また、児童生徒が自分の考えを文章に表現し、目的や意図に則して話し合いや発表を行い、言語活動を充実させるなど「わかる授業」に取り組む。

② 国語力の向上に向け、学校図書館司書と教員が連携して読書活動の推進を図り、言葉きらめき祭の質的充実等に向けて取組みを進める。

【事業名：国語力向上事業、情報教育推進事業】

２．教員の授業力向上

児童生徒の確かな学力の定着をめざし、フロンティアスクール(※)の指定や、教職員研修の充実を図る。

また、子ども教育支援センターによる校内研究活動や、研究授業等の指導助言を積極的に行う。

【事業名：フロンティアスクール事業、教職員研修事業、子ども教育支援センター事業】

３．学習規律の向上と学び合う学習集団づくりの推進

児童生徒の学習規律や規範意識の向上を図り、学校共通の授業のルールづくりやノート指導に関する系統的な指導などを通して、確かな学びを充実させる。

また、子どもたちがつながり合い学び合う場面を多く取り入れ、信頼関係による学習集団づくりを推進する。

※ フロンティアスクール：先進的な教育の研究に取り組む学校

平成 27 年度の取り組み及び成果
□ 全国学力・学習状況調査の結果と改善策を保護者へ情報提供し、市内全校において、調査結果

に基づく学力向上推進計画書を作成し、計画書に沿って組織的に学力向上に向けた研修・実践に取り組んだ。

また、保護者、児童生徒に向けた家庭学習の手引等を作成し家庭に配布し、家庭学習の定着を図る取組みを進めた学校が増加した。

□ わかる授業・学習意欲の高まる授業の推進をめざし、ICT 機器を活用して授業実践を行う教員が増え、学習効果を高めた。

・ 今後タブレット型端末等の新しい ICT 機器を授業で活用することを視野に入れ、校内研修等で研修・研究を積極的に推進した。

・ 学力向上担当者会を開催し、担当者による言語活動の充実に係る校内研修の推進に向けた研修を実施した。また、教育フォーラムにおいて言語活動に係る内容の講演会を実施し、学力向上担当者を大阪府教育委員会主催研究発表会に派遣した。

□ 各校の校内研修等を通じて、発問やノート指導に関する研修を実施し、授業規律の確立に向けた取組みを実施した。

また、各校の校内研修において、授業改善に向けての研修を実施し、校内で統一した学習規律に関するルール作りを進め、児童・生徒指導の一貫性について確立を進めた。

各事業の実績等

１．学校教育推進事業【継続事業】

(1) 事業の目的

創意と活力に満ちた特色ある学校園づくりに寄与し、子どもたちの心身ともに健やかな成長を図る。

(2) 平成 27 年度の実績

① 国語力向上事業

言葉の美しさや表現の多様性に触れたり、自分の考えや気持ちを適切に表現したりすると同時に、郷土に対して目を向け、大切に思う気持ちを持つ子どもを育成するため、市内全域で子どもたちの豊かな言葉の力を育成する機会として「言葉きらめき祭」を開催（期日：平成２７年９月１９日　テーマ：自分の言葉で伝え合おう　発表者数：６３組９１人）した。

② 情報教育推進事業

教員が使用する教育研究用パソコンを各校に設置し、情報教育をはじめ、授業や教材づくり等に活用した。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

２．教職員事業【継続事業】

(1) 事業の目的

教職員の健康保持と資質向上を図り、家庭と地域に信頼される学校園をつくる。

(2) 平成 27 年度の実績

① フロンティアスクール事業

次のとおり、新しい教育諸課題に対応するため、指導内容の組み立ての工夫や多様な指導方法の導入による個に応じた教育の推進充実に努めるとともに、新しい教育課程の編成について研究・実践に取り組んだ小・中学校の活動に対して助成（720,000 円）を行った。

学 校 名	テ ー マ ・ 内 容
長 野 小 学 校	『生活を深める、豊かな学力の育成』～個を高め、集団を高める授業づくり～
南 花 台 小 学 校	ICT(タブレット型)を活用した「伝え合う力、聴き合う力」の育成をめざした授業づくり
楠 小 学 校	「自ら考え、伝え合う子の育成」～思考を深める言語活動を授業の中にどう取り入れるか～
美加の台小学校	相手の思いを聞き、自分の思いを伝える力(コミュニケーション能力)の育成をめざして
美加の台中学校	大阪府中学校連合音楽会への参加
西 中 学 校 区	９年間を見通した実践的コミュニケーション能力の育成～さらなる「使える英語」をめざして～

② 教職員研修事業

（ｉ）市教委主催研修

教職員研修(ダンス講習等)、事務職員研修、学校保健研修を実施した。

（ⅱ）河内長野市教育フォーラム ’15

学力調査等の結果からは、本市の子どもたちには「思考力」「判断力」や「表現力」などに課題があることが分かっている。そのことをふまえ、言語環境を整え、言語活動を充実させる授業改善に取り組み、子どもたちの主体的・能動的な学びを保障することについて研究協議する「河内長野市教育フォーラム’15」を開催（全体会：平成２７年８月３日 分科会：平成２７年８月４日)した。

全体テーマ：「豊かな学びを支える言語活動の充実　～子どもたちが輝く授業をめざして～」

参加者：延べ１，１１４人

全体会：特別講演「聞きたいと思う噺　～言語の魅力を伝える～」

基調講演「学ぶ楽しさと教える楽しさ～言葉の玉手箱から広がる言語活動の充実～」

分科会：市内２会場にて４分科会別テーマで実施

第一分科会：小中一貫教育の良さを生かした言語活動と教育評価

第二分科会：「みんなちがって、みんないい」のその先へ～多様な子どもの理解とつながる支援～

第三分科会：「言語活動の充実」を確かなものにするために

第四分科会：ＩＣＴ活用による授業改善

（ⅲ）教職員研修事業等への助成

各校の教育重点に対応した研修会事業へ助成（600,000 円）を行った。

市全体の教職員で教科及び教科外に分かれて教育の充実に取り組む組織である「河内長野市教育研究会」の活動へ助成（3,000,000 円）を行った。

学力向上、学習集団づくり、教育ＩＣＴ機器の効果的な活用などに取り組む先進校へ教

員を派遣し、そこで体感したことを河内長野の教育に取り入れ、発展させることを目的とした「はやぶさ」プロジェクトに助成（189,160 円）を行った。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

３．子ども教育支援センター事業【継続事業】

(1) 事業の目的

教育に関する調査・研究及び研修、教育情報の提供並びに教育相談等を実施し、教育の振興発展を図る。

(2) 平成 27 年度の実績

子ども教育支援センター事業

教育研修センターとして、センター職員が学校や教職員の指導助言（２８０回　各学校への派遣分を含む）にあたった。

教育メディアセンターとして、授業におけるインターネット、コンピュータ活用の推進を図るため、情報教育アドバイザー（学校園の機器操作法の研修や支援、保守(修理)依頼を要しないトラブル対応などを行う）を市内全小中学校に派遣した（各学校：７５０回　外国との交流等 TV 会議：１８０回)。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

４．学校での取り組みについて

・ 全ての学校で校内研修を実施し、授業におけるルール作りやノート指導に関する系統的な指導のために共通理解を図った。

また、各学校において学力向上推進計画に基づき、授業研究や研究討議会、講演会を各校で実施し、成果と課題を検証しながら、取り組みの充実を行った。さらに放課後学習や家庭学習など、保護者・地域と連携しながら実施した。

・ 学力向上推進計画書に基づき各学校で研究授業や校内研修を行うなど、学力向上に向けた取組みを行った。

・ 小中一貫教育における重点の１つとして「言語活動の充実」を掲げ、９年間の学びの中で言語活動に関する学力向上に向けた取組みを行った。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

□ 家庭・地域に各校の学力に対する課題を示し、より協力が得られるように、全国学力・学習状

況調査の結果を各校がホームページ上で公表する。さらに、学力向上推進計画書により具体的な改善策を盛り込み、より実効性のある計画書の作成を進めていく。また、家庭学習の手引を全ての学校で作成し、保護者の家庭学習の重要性に対する意識を高めていく必要がある。

小中一貫教育推進の中心的課題を学力向上とし、各中学校区が９年間にわたる学力向上の取り組み充実に向けて、公開授業・合同研修会等を実施していく必要がある。

□ 思考力、活用力、表現力やコミュニケーション能力を育むため、市内教職員と河内長野市教育メディアセンター、市教育委員会で構成する ICT ワーキング会議を活用し、先進的な取り組みについて研究を進める。

また、市内全教員に対して研究の成果を広めていく機会を充実させるため、ICT 機器を有効活用した実践交流など、研究内容等を普及するための研修や、教職員への支援体制を充実させていく必要がある。

□ 授業規律を市内の児童・生徒により徹底させていくために、教室内掲示や指導内容の工夫改善について教職員の研修が必要であり、各校での校内研修において、授業規律に関する研修を進め、より系統性・一貫性のある授業ルール作りやノート指導等を進める。

また、教員の授業力向上のために、夏季休業中などに、外国語活動の指導や言語活動の充実を図るための授業づくり等、様々な教員研修を設定する。

重点目標２　豊かな情操と道徳心の定着

（平成 27 年度担当課：学校教育課　現担当課：教育指導課）

地域のつながりが希薄になり、家庭の教育力が低下していると言われている昨今、子どもたちが、生命を大切にする心や他人を思いやる心、善悪の判断などの規範意識等の道徳性を育んでいくことは、とても重要な課題となっている。

そのため、学校では心に響く道徳教育のさらなる充実を図り、家庭や地域が一体となって子どもたちの豊かな情操と道徳心の定着に向けて取り組むことが必要である。

具体的には、道徳の時間を要として、人・社会・自然と関わる直接的な体験活動などを重視し、人を思いやる心やより良い人間関係づくり、規範意識の育成に、学校と家庭・地域が一体となる取組みを進める。

【主な取組み内容】

１．学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の充実

人や社会、自然と関わる直接的な体験を通じて、児童生徒に相手を思いやる心や、より良い人間関係づくり、規範意識を醸成するため、学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を推進します。

【事業名：フロンティアスクール事業】

２．「道徳の時間」の充実

道徳教育推進教師が中心となり、全教職員で心に響く道徳教材の研究を進め、年間 35 時間の「道徳の時間」の充実を図ります。

また、小中一貫道徳教育カリキュラムのこれまでの実践内容の検証を行い、改訂を進めます。

【事業名：副読本・記念品事業】

３．直接体験活動の充実

豊かな人間性や社会性を育み、学びの基盤づくりや活用・実践化を進めるため、地域社会とのつながりの中で直接体験活動の充実を図ります。

平成 27 年度の取り組み及び成果
□ 全小中学校で、市として購入した道徳教材を活用した授業実践、研究・公開授業を実施し、指導方法の工夫など道徳の時間の充実を図ることができた。 □ 市道徳教育推進教師連絡会において、道徳の時間の教材研究に取り組む等、道徳の時間を充実させる取り組みを進めた。 また、道徳の教科化に向けての学習会を行い、各学校の道徳の時間の推進状況について情報交換を行い、教材・実践内容等を共有し、研究を進めることができた。 □ 道徳教育に関する公開講座等を開催することで、教員の授業力を高めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となった取組みを進めた。 □ 各教科等との関連を意識し、体験的な活動を取り入れるなど学校の教育活動全体で道徳教育を進めた。
各事業の実績等
１．教職員事業【継続事業】 **(1) 事業の目的**

教職員の健康保持と資質向上を図り、家庭と地域に信頼される学校園をつくる。

(2) 平成 27 年度の実績

フロンティアスクール事業

学校・家庭・地域が一体となった協働できる体制の構築、子どもの自己肯定感・意欲を高める取組み、道徳の時間の充実を盛り込んだ「豊かな人間性をはぐくむ取組み推進事業」を２中学校区（千代田、東）で実施（府委託金：400,000 円）した。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

２．学校での取り組みについて

・ 地域や保護者に「道徳」の授業を参観する機会を設ける等、学校だけでなく地域や保護者とともに「道徳教育」を推進した。
・ 市費で購入した道徳教材、府・国からの配付資料等を活用した研究・公開授業を実施した。
・ 道徳教育推進教師を中心に、校内の教職員に対し、府・市の道徳教育推進教師連絡会での研究会成果を広めた。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

□ 保護者・地域への道徳の授業の公開のみならず、保護者懇談会・地域関係団体との連携の場等で道徳教育について取り上げるなど、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育をさらに推進する。
□ 道徳教育推進教師を中心として、道徳教育に対する取り組みを充実させる体制を築き、多様な指導方法の研究や研修に取り組む。
□ 子どもたちの心に響く道徳教材の開発・研究に取り組むとともに、市費で購入した副読本や「私たちの道徳」『「大切な心」を見つめ直して』「夢や志をはぐくむ教育」等を活用し、年間 35 時間の「道徳の時間」をより充実させていく。
□ 道徳の教科化に向け、「特別の教科　道徳」への教職員の理解を深めるための研修を行う。
□ 情報モラルや生命倫理など現代的な課題についても取り上げ、社会的課題を自分ごととして考えることができる意欲や態度を育てる。

重点目標３　健やかな身体づくりの充実

（平成 27 年度担当課：学校教育課　現担当課：教育指導課）

社会生活全体が便利になり、生活する上で高い体力や多くの運動量が必要ではなくなるとともに、核家族化が進み、子どもたちの外遊びの機会や場所も失われつつある。一方、習い事等で専門的な運動技術を伸長させる子どもも増えており、子どもの体力の二極化が進んでいる。

そのため、学校では、児童・生徒に積極的に体を動かす意識を持たせるとともに、体育・保健体育の授業、特別活動、総合的な学習の時間、運動部活動など学校教育全体で体力の向上に取り組む。

また、休み時間等を活用して全校で体を動かす時間を設定したり、校外での体力向上行事に積極的に参加したりできるよう各校の教育課程に融合することにより、児童・生徒がより運動することを楽しみ、体力の向上に取り組めるようにする。

【主な取組み内容】

１．子どもたちの体力運動能力の経年比較調査の実施

全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果を活用し、児童生徒の体力や運動能力等の結果を分析の上、経年比較を行い、保護者や地域と連携して、運動機会の確保や生活習慣等の改善を図る体制を整える。

【事業名：学校保健管理事業(小)、学校保健管理事業(中)】

２．体力運動能力調査の結果を踏まえた「体力向上推進計画」の作成と取組みの充実

市全体の分析をふまえ、各校で自校のデータを分析の上、「体力向上推進計画」を策定し、児童生徒の体力向上を図る。

また、児童生徒の「運動神経」を発達させるためのコーディネーショントレーニング(※)を推進する。

３．体力向上事業の取り組み

市内で実施される駅伝大会、ドッジボール大会、ロープジャンプ大会など、体力向上事業を積極的に教育課程に位置づけ、児童生徒の体力向上を図る。

※ コーディネーショントレーニング　神経系の運動能力を高め、運動神経を鍛えるトレーニング

平成 27 年度の取り組み及び成果
□　各学校で実施された体力・運動能力等調査の結果を市教委として分析し、各学校の体力向上担当者へ周知するとともに、各学校で独自に分析した結果を児童生徒、保護者に提示した。体育の授業や休み時間を活用した運動の機会の確保や体を動かす喜びを感じられる取組みを推進した。 また、工夫した場の設定についても紹介した。 □　健康三原則（調和のとれた食事・適切な運動・充分な休養や睡眠）の推進や、「早寝・早起き・朝ごはん」の奨励など、児童生徒が自らの生活習慣を見直すための取り組みを進めた。 □　各小学校において、従前より継続して作成している体力向上実施計画書を引き続き作成し、年間を通じた体力の向上を図る取組みを独自に企画・実施した。始業前や業間の活用や校外の体育的行事に積極的に参加するよう促した。

また、中学校では体力向上実施計画書作成のために年間計画の見直し作業に着手し、年度当初に計画書を策定する準備を行った。

□　学校支援サポート協力員助成活動事業(※)を活用し、河内長野市柔道連盟等の有段者の協力を得て授業の充実に対する取り組みを進めることができたとともに、授業を安全に実施することができ、武道の授業におけるけがの発生が減少した。

※ 学校支援サポート協力員助成活動事業　市立幼小中学校園において校区の自然・歴史・文化等に詳しい方や、園児・児童・生徒の学習（各教科、道徳、特別活動等）をサポートしていただける方、特定の分野で専門性の高い地域の方（環境美化活動・柔道の外部人材を含む）などを学校支援サポート協力員として活用し、学習活動等の充実を図るとともに「開かれた学校づくり」のさらなる推進を図る。

各事業の実績等

１．学校保健管理事業【継続事業】

(1) 事業の目的

小中学校における児童・生徒の健康の保持増進を図る。

(2) 平成 27 年度の実績

① 学校保健管理事業(小)(中)

（ｉ）児童生徒の健康診断

学校保健安全法に基づき、市立小学校の児童を対象に、次のとおり健康診断を委託実施した。その結果については、受診勧告をする等適切な保健指導を行った。また、各学校における健康管理指導資料としての活用も図った。

＜小学校＞

健康診断種別	受診児童数	健康診断種別	受診児童数
就学時内科検診（就学前園児）	817 人	検尿（春）	4,854 人
就学時歯科検診（就学前園児）	817 人	検尿二次（春）	216 人
心臓検診（一次検診）	1,681 人	検尿（秋）	4,842 人
心臓検診（二次検診）	187 人	検尿二次（秋）	235 人
結核検診（レントゲン）	3 人	寄生虫検査	4,853 人

＜中学校＞

健康診断種別	受診生徒数	健康診断種別	受診生徒数
心臓検診（一次検診）	917 人	検尿（春）	2,640 人
心臓検診（二次検診）	117 人	検尿二次（春）	228 人
結核検診（レントゲン）	0 人	検尿（秋）	2,616 人
		検尿二次（秋）	248 人

（ⅱ）水質検査・照度検査・空気測定検査

児童生徒の保健管理の一環として、市立小・中学校の飲料水（年２回)、プール水の水質検査並びに教室内の照度及び、空気の測定検査を実施した。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

□ 各小中学校で作成された体力向上実施計画書の進捗状況の把握に努めるとともに、平成２７年度体力・運動能力等調査の結果を継続して分析し、子どもが運動に親しみ、達成感や成就感を持つことができるよう、効果的な体力向上の取組みを実施していく。

また、コーディネーショントレーニング（神経系の運動能力を高め、運動神経を鍛えるトレーニング）の継続的な普及と、小中学校の既存の学校行事の内容を精査することにより、体力向上の取組みについて年間を通じた取組みにしていく必要がある。また、体幹トレーニングとしてラダーを取りいれた運動を積極的に取り入れている。

□ 始業前や休み時間等を活用して全校で体を動かす時間や場を設定していく。また、校外での体力向上行事に積極的に参加できるよう各校の教育課程に融合することにより、児童生徒がより運動に親しみ、体力の向上に取り組めるようにする。

□ 組体操について、校長会と協議し、研修会を開催する。

□ 食に関する指導や健康三原則の指導を継続し、各学校での取り組みを一過性のものにすることなく継続的な取り組みにしていく必要がある。

□ 武道の授業の安全面の充実を図るため、今後も継続して学校支援サポート協力員助成活動事業の活用を継続していく。また、大阪府教育庁の武道研修を受講した中学校体育教員が、市内他校へ研修内容を広めていく必要がある。

重点目標４　人権尊重の精神の涵養

（平成 27 年度担当課：学校教育課　現担当課：教育指導課）

人権教育は、教育活動全体を通して進めていくべきものであり、人権尊重の観点に立った環境の整備に努めることが重要です。しかし、社会の変化に伴い、いじめや暴力、大人による虐待等、子どもの人権に関わる問題は後を絶たない状況にある。子どもの人権が、尊重され、互いを認め合える学校文化を実現するためには学校が、子どもたちの安心できる居場所となることが不可欠である。

そのため、河内長野市人権教育基本方針および河内長野市同和教育基本方針に基づいて、教職員が人権問題に関する正しい理解を深め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決をめざした教育を推進する。

また、河内長野市いじめ防止基本方針に基づいて、人権侵害事象が起きることのないよう集団づくりに取り組み、人権学習を推進するとともに、命にかかわる重大な人権侵害事象であるいじめを防止する取組みを進める。

【主な取組み内容】

１．小中一貫した人権教育カリキュラムの充実

小中一貫した人権教育カリキュラムによる授業を実施し、人権及び人権問題に関する児童生徒の正しい理解を深め、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決をめざす教育を進める。

【事業名：人権教育推進事業】

２．学校が安心できる居場所となる集団づくり

学校が、子どもの人権が尊重され安心して学習できる居場所となるよう、人権に関する様々な学習を推進するとともに、命にかかわる重大な人権侵害事象であるいじめの防止に取り組む。

また、「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめが発生した場合は早期発見・対応を行うとともに、いじめ対応プログラムを活用し、子ども同士のつながりを深め、学び合える集団づくりに取り組む。

さらに、相談員の効果的な活用を行い、学校にうまくなじめない不適応児童生徒への早期対応として、不登校等指導員の学校派遣を行う。

【事業名：相談員等派遣・配置事業、教育相談センター事業】

平成 27 年度の取り組み及び成果
□　大阪府教育委員会作成の教材や資料を活用したり、河内長野市のいじめへの対応プログラムである「やさしさの種をまこう～いじめ対応プログラム河内長野市版～」を活用したりして、各校での授業等を推進した。 □　いじめの早期発見・早期対応のために、児童生徒へのいじめ有無に関するアンケート調査の実施、及び「いじめ緊急対応マニュアル～さ・し・す・せ・そ～」を各学校に周知した。また、各学校の教職員体制をチェックする「いじめの問題への取り組みチェックポイント 30－河内長野市版－」により、指導体制などの点検を実施した。 子どもたちに対しては、「いじめ緊急対応マニュアル」を紹介し、いじめ防止に関する指導が進むなど、いじめについての各学校で取り組みを進めた。 □　教職員を対象とした研修会や研究会の実施や、差別を許さない集団づくりや人権教育に関する取り組みを推進した。市人権教育研究会や市主催初任者研修における現地学習会を行うことによ

り、教員の人権教育の重要性に対する意識、人権感覚が高まった。

また、大人教や南人教の人権教育研修に参加者が増えてきた。特に1月9日に開催された人権・部落問題学習研究集会では、3学期初めの土曜日にも関わらず、事前申し込みが20名以上あり、研修に対する意欲が高まっている。

各事業の実績等

1．人権教育推進事業【継続事業】

(1) 事業の目的

人と人のつながりを豊かにし、一人ひとりの存在と可能性を大切にする社会の基礎をつくる。

(2) 平成27年度の実績

① 人権教育活動冊子の作成

河内長野市人権教育研究会と合同で人権教育活動冊子「あゆみ」を作成した。

② 主催人権研修事業

名　　称	回数	対　象　者	内　　容
人権教育講座	1	幼・小・中教職員	「排外主義をのりこえる学校をめざして」 講師　郭 辰雄氏（コリアNGOセンター）
中学校区人研	各2	各校人研部教職員	中学校区別交流会の実践
夏季人権教育研究集会	1	幼・小・中教職員	【全体会】 「子どもの貧困と学校にできること」 講師　　森山誉恵氏（NPO法人3keys 代表理事） 【分科会】 ・仲間づくりA(幼・小低・中学年) ・仲間づくりB(小学校高学年・中学校) ・人権・部落問題学習部会 ・平和と国際理解部会 ・進路・学力保障部会 ・共生教育部会 ・福祉・地域教育コミュニティ部会
現地学習会	1	幼・小・中教職員	NPO法人 子どもの里
冬季部会別研究集会	1	幼・小・中教職員	夏季研と同じ7分科会に分かれて実践交流会を実施。 各分科会で講師または助言者を招聘して実施。

③ 人権教育指導者研修への参加

名　　称	日数	参　加　者	大　会　テ　ー　マ
大阪府人権教育研究三島大会	1	小・中教職員、市教委指導主事	つくろうや　ともに生きる未来を　～ここから広がる　わたしの生き方～
大阪府人権教育夏季研究大会	1	小・中教職員、市教委指導主事	差別の現実から深く学び、生活を高め、未来を保障する教育を確立しよう
人権・部落問題学習研究集会	1	市教委指導主事	ひとが大切にされる未来を！　～人権・部落問題学習をすべての学校園所で～
全国人権・同和教育研究大会	2	市教委指導主事	部落問題を解決し、人権文化の創造をはかるために、同和教育の充実と発展を通して人権教育・人権啓発を構築していこう
大阪府在日外国人教育研究協議会研究集会(南河内大会)	1	小・中教職員、市教委指導主事	ちがいを豊かさに　－多文化共生社会を切り拓く子どもたちの未来を－

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

２．学校教育支援事業【継続事業】

(1) 事業の目的

各校園の障がいや課題のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育活動を支援する。

(2) 平成 27 年度の実績

① 相談員等派遣・配置事業

（ｉ）学習サポーター

教育課題のある児童・生徒に対して、課業中や放課後等において学習支援を行い、学習習慣を中心とした家庭での生活習慣を再構築させ、学校における学習意欲を喚起し、自尊感情の育成を図ることを主な目的として、２７名を市立小・中学校に派遣し、児童・生徒の支援に当たった。

（ⅱ）スクールカウンセラー

いじめや不登校に対応するため､児童･生徒の臨床心理に関して高度な専門的な知識･経験を有するスクールカウンセラー（臨床心理士）を派遣（年間３６回　１４４時間）することで、児童･生徒の学校生活への適応や､学校復帰への支援を行った。また、保護者・教職員の相談にも応じた。

（ⅲ）スクールリーダー

中学校の部活動に卒業生や地域の大学生等を活用（２２名を全中学校に派遣）することにより、豊かな心を持ち活力ある生徒の育成をめざした

（ⅳ）ハートフルアシスタント

日頃の悩み等を話すことで子どもたちのストレスを和らげ、また不登校や引きこもり状態にある児童・生徒に対しては、家庭訪問等を行うことで心の支えとなり、学校生活への適応や学校復帰をするための援助を行うことを主な目的として、ハートフルアシスタントを配置（中学校に各１名）した。

（ｖ）児童生徒支援広域連絡会議（サポート会議）

毎月１回、学校・警察・富田林少年サポートセンター・協助員・保護司・子ども家庭センター・市教育委員会職員等で連絡会を持ち、児童・生徒の問題行動について情報交換を行うとともに、児童･生徒の健全育成について検討協議した。その上で必要な時にはサポートチームを編成し各学校の生徒指導上の緊急課題に対応する体制づくりに努めた。

（ⅵ）スクール・サポート・スタッフ

一定期間、大学生が学校園の教育活動を支援することにより、教職などをめざす者としての自覚を深めると共に、大学生と園児・児童・生徒とのふれあいを通して、活力ある学校園づくりの一層の推進を図った（８９名。提携外の大学のインターンシップ等含む)。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

３．子ども教育支援センター事業【継続事業】

(1) 事業の目的

教育に関する調査・研究及び研修、教育情報の提供並びに教育相談等を実施し、教育の振興発展を図る。

(2) 平成 27 年度の実績

① 教育相談センター事業

問題行動や不登校等が全国的に増加する中で、これら諸問題の解決を図り、青少年の健全育成に資するため、専門相談員を配置し教育相談センターの運営を行った。

＜相談方法＞

電　話	来　談	合　計
延べ 24 回	延べ 7 回	延べ 31 回

＜相談対象件数＞

幼児	小学生	中学生	高校生	その他	合　計
0 件	延べ 18 件	延べ 6 件	1 件	延べ 6 件	延べ 31 件

＜相談内容回数＞

不登校	いじめ	けんか	校内暴力	家庭内暴力	学　習	合　計
延べ 11 回	延べ 4 回	0 回	0 回	0 回	0 回	
進　路	友人関係	異性関係	生活全般	生活指導	その他	延べ 31 回
1 回	2 回	1 回	1 回	1 回	延べ 12 回	

青少年の進路選択支援にかかる相談事業は、河内長野市人権協会に委託し実施（延べ４４件）した。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

４．学校での取り組みについて

- 教科・領域・道徳等すべての教育活動を通して児童生徒がお互いを思いやる心を持ち、自尊感情や自己肯定感を養うようにしている。その中で人権感覚を磨き、人間形成を行っている。
- 大阪府教育委員会作成の教材や資料を活用した取り組みが増えてきた。
- いじめ対応については、各校でいじめアンケートを行うなど、早期発見・対応に取り組んでいる。また、各校で学校いじめ防止基本方針を策定し、未然防止や組織対応等、こどもたちを守る取組みを進めている。
- 教員研修については、中学校区ごとに年２回、教育課題に沿った人権教育研修を行っている。また、全体の研修会の中では、児童生徒理解・集団づくり等、夏季・冬季に講師を招き、講演会や部会別研修を行っている。また、大人教や南人教の人権教育研修に参加者が大幅に増えてきた。
- 安全対策について、小学校において、低学年向けに犯罪被害防止教室を行った。教室は、被害にあわないためにどう行動したらいいか、未然防止の観点を中心に、不審者に遭遇した時の対応

も含めた内容となっている。この教室は単年度で終わらせるのではなく、発達段階に応じて毎年継続して繰り返し行うことで、児童の意識が高まっていくものであり、１、２年生合同で実施している学校も多い。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

□　各校で実施されているいじめ防止のための取組みについて、学校間での情報交換等の交流が生徒指導会議などで行われているが、道徳等の公開授業を呼び掛けるなど、情報の共有を進め、さらに良い取組みとしていく必要がある。

□　教職員の人権感覚や児童生徒の人権感覚をさらに磨き、生命の尊さを知り、互いに思いやる心を育成していく必要がある。

□　教職員に対する研修会等を継続して実施し、今後も教職員の人権感覚をさらに向上させていく必要がある。また、効果的な人権教育が展開できるよう、人権教育の教材等に関するさまざまな情報やプログラムの紹介や活用をさらに進める。

□　教職員の大人教・南人教の研修会への参加が増えている。多様な人権教育に対応していくための研修会への参加を呼びかけていく。

重点目標５　支援教育の充実

（平成 27 年度担当課：学校教育課　現担当課：教育指導課）

障がいのある子どもと障がいのない子どもが、共に学ぶことをめざし、それぞれの子どもが、充実した学校生活を過ごし、生きる力を身に付けていけるための環境整備が必要である。

そのため、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて、適切な指導及び支援が効果的に行われるよう、支援教育の充実に努める。また、関係機関等が連携し、就学前から就労までの一貫した指導・支援ができるように取り組む。

【主な取組み内容】

１．就学前からの連続性のある支援を実施するための一人ひとりの教育支援計画の充実

就学前からの連続性のある支援を実施するために、支援教育総合センター「りんく」を中心として、教員や保護者に対し、支援教育に関する相談を実施する。

また、サポートブック(※)「はーと」を活用し、一人ひとりの教育支援計画の充実を図る。

【事業名：支援教育推進事業(小)、支援教育推進事業(中)】

２．教員の専門的スキル向上と、個に応じた支援教育の充実

教員の専門的スキル向上のための研修の充実を図る。

また、一人ひとりの実態を的確に把握し、個々の教育的ニーズに応じて適切な指導や支援が行われるよう、目標や内容、方法等を定めた「個別の指導計画」に基づき、きめ細かな支援教育の充実に努める。

【事業名：支援教育推進事業(小)、支援教育推進事業(中)】

３．関係諸機関等との連携の充実

障がいのある子ども一人ひとりの就学前から義務教育卒業までの一貫した支援のために、障がい福祉課、子ども子育て課あいっく、健康推進課保健センターなどの他機関との連携の充実を図る。

※ サポートブック　障がいのある子どもが初めて接する人に対して、その子どもの特性や接し方について知ってもらうための情報を書いておくもの

平成 27 年度の取り組み及び成果
□　学校教育課、障がい福祉課、子ども子育て課が連携し、サポートブック(※)「はーと」の活用に向けての研修会や実践報告会を行った。サポートブックの活用により、障がいのある子ども一人ひとりへの適切な指導に関する教員の意識が高まり、今後、児童生徒に必要な支援が、幼稚園・小学校・中学校、その後へとつながっていくきっかけとなった。 □　支援教育総合センター「りんく」を中心として、学識者を小中学校園に派遣し、巡回相談を実施した。継続して巡回相談を実施することで、各学校園に対して連続性のある支援を行うことができた。 □　「教育支援委員会」では、小学校就学に向けての相談だけでなく、中学校進学に向けての相談も実施した。また、支援教育の就学に関する相談の窓口を開設した。 さらに、児童生徒の個々の障がいの状況に配慮した支援のあり方について、現在子どもが通園

している幼稚園等と情報共有し、就学相談に活用した。

□　公私立保幼小連絡会により、幼稚園や保育園等と小学校との間での連絡調整がより円滑になり、小学校への就学に関する相談が充実した。また、子ども一人ひとりに応じた支援の内容を深めるとともに、それぞれの障がいの種別に応じた学級の設置などを検討することができた。

□　小中一貫教育の推進において、小中合同会議等を実施するなどの連携が進み、特に支援の必要な児童生徒に関する支援の情報が共有された。これにより、小中学校相互の理解が進み、教職員の資質の向上と各校の支援教育実践の向上につながった。

□　関係諸機関との連携を深めるため、支援教育コーディネーターや支援教育担当教員と保健センター保健師、及び市子ども・子育て総合センター「あいっく」職員との合同研修を実施した。

□　各学校の支援教育推進を担う支援教育コーディネーターの教員に対し、組織的・計画的に支援教育に関する研修を実施し、支援教育コーディネーターの教員の意識が向上した。

□　障がいのある、ないに関わらず、全ての児童生徒にも分かりやすく、安心して授業に参加できる教育環境づくりをめざし、子どもの障がいの種別に応じた学級設置をできる限り実現し、よりきめ細やかな指導が可能となった。また、誰にでも分かりやすく安心して参加できる教育環境を作る、授業におけるユニバーサルデザインの研修を実施し、授業で実践することにより、障がいのある児童生徒の授業への理解を深めることができた。

各事業の実績等

１．学校教育支援事業【継続事業】

(1) 事業の目的

各校園の障がいや課題のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育活動を支援する。

(2) 平成 27 年度の実績

① 支援教育推進事業(小)(中)

（ｉ）教育支援委員会

障がいのある児童等の就学相談･実態把握等についての河内長野市教育支援委員会における調査・審議をふまえ、教育支援員が児童の就学等に係る具体的事項を関係行政機関と連絡及び調整を行うとともに、巡回相談員が各小学校へ専門的な指導・助言を行った。

（ⅱ）介添員の配置

障がいのある児童の身の回りの介助のため、小・中学校の支援学級に介添員を配置（１４校　３５人）した。

（ⅲ）看護師の配置

医療的ケアの必要な児童・生徒の在籍校に看護師を配置（３人）した。

（ⅳ）特別支援教育支援員の配置

通常学級に在籍する学習や生活面で支援を必要とする児童･生徒の在籍校に特別支援教育支援員を配置（１３校　２３人）した。

（ｖ）発達障害早期支援研究員の配置

学習面又は行動面で何らかの困難を示すと教員が捉えている児童生徒に対しては、社会生活上の基本的な知識や技能を身に付けるための学習や、それらの児童生徒を含めて全て

の児童・生徒が理解しやすいよう配慮した授業改善を行うなど、指導方法の工夫や改善、学校全体における早期発見・早期支援の在り方について研究事業を行う「発達障害早期支援研究事業」の実施（国委託金：4,115,767 円）にあたり、個々の児童生徒困難の状況の把握を補助し記録する発達障害早期支援研究員を配置（３校　８人）した。

（vi）肢体不自由児童・生徒の機能回復訓練

肢体不自由児童・生徒の健康管理及び機能訓練を目的として、機能回復訓練を１２５回実施した。なお機能回復訓練については、担当教員も指導方法の研修を受けた。

（vii）保護者に対する交通費の一部給付

市立小・中学校の支援学級及び支援学校小学部・中学部に在籍する児童・生徒の保護者に対して、交通費の負担軽減を図るため次のとおり給付（支援学級：月額５００円　小学校１５人　中学校２人　支援学校：月額１，０００円　小学部２２人　中学部２１人）した。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

２．学校での取り組みについて

・ 子ども一人ひとりに応じた「個別の教育支援計画」を充実させ、サポートブック「はーと」を活用し、幼小中学校間の連携を図った。
・ 適応指導教室と各学校とが連携し、不適応を起こしている児童生徒の学校復帰に向けて有効な取り組みができた。
・ ハートフルアシスタントなどの相談員の派遣により、各校では児童生徒へのきめ細かな指導や相談活動などに相談内容を活用し、支援学級在籍児童生徒に対して、一人ひとりの障がいの状態に応じたきめ細やかな支援・指導を行った。
・ 支援教育コーディネーターを中心に、ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりについて学校全体に広めた。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

□　「障害者差別解消法」をふまえ、「ともに学び　ともに育つ」教育を進めるために、学校内の支援体制をより充実させるとともに、合理的配慮について学校全体で適切に対応できるよう、研修の充実を図る。

□　支援教育総合センター「りんく」を機能させることにより、市内小中学校の支援教育全体をさらに充実させることが課題である。今後も、巡回相談、支援教育相談、教員研修、児童生徒への機能訓練などの充実を図る必要がある。

□　中学校区における連携体制を整備し、小中学校間だけではなく、中学校間での情報共有等を推進し、支援教育のさらなる充実を図る。

□　教員の世代交代が進む中、今後、支援教育推進の中核を担っていく次世代の教員の育成が必要である。専門的な知識を有する学識者を含むリーディングチーム(※)等の組織的な活用をさらに

進める。

※　リーディングチーム　公立幼稚園教諭、支援学級担任、通級指導教室担当者で構成し、市内小中学校園の支援教育に係る活動を推進している。また、リーディングチームは教育支援委員会委員を兼ね、就学相談に携わり、就学に向けての支援を行っている。

重点目標６　食に関する指導の充実

（平成 27 年度担当課：学校教育課　現担当課：教育指導課）

近年、食生活の乱れによる子どもたちの健康を取り巻く問題が深刻化しています。また、食を通じて地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを子どもたちに理解させることも求められている。こうした現状を踏まえ、「河内長野市食育推進計画」に基づき、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校においても積極的に食育に取り組んでいくことが重要となっている。

そのため、学校と家庭、地域が一体となって、子どもの発達段階に応じて、生涯を通じた健全な食生活の継承、健康の増進などの実現をめざし、栄養教諭を積極的に活用しながら子どもたちの望ましい食習慣の形成を図る取組みを進める。

また、学校における食育の生きた教材となる学校給食の充実を図るため、より一層の地場産物の活用を通して、安全で安心できる学校給食を進める。

【主な取組み内容】

１．市食育推進計画と連動した食育の推進

河内長野市食育推進計画をふまえ、保護者と連携しながら、子どもの発達段階に応じて、生涯を通じた健全な食生活の実践や健康の増進、食文化の継承をめざす。

また、「自分で作る『お弁当の日』」を設定するなど、栄養教諭と連携した食育の授業の充実を図る。

２．安全で安心できる学校給食の推進

成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、献立委員会で毎月の献立を検討し、旬の食材を使い、伝統行事食を盛り込むなど、季節感のある栄養バランスのとれた豊かな学校給食を提供する。

また、安全・安心な学校給食の提供のため、物資購入委員会で食材の品質等を検討し選定するとともに、各学校の配膳室、学校給食センターの衛生管理の徹底を図る。

【事業名：学校給食推進事業】

平成 27 年度の取り組み及び成果
□　子どもたちの発達段階に応じた食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけさせるため、栄養教諭を小・中学校へ派遣し、食に関する指導や弁当作りの調理実習を支援した。 □　小学校 5・6 年生を対象に学校給食献立コンテストを実施し、入賞作品を学校給食に取り入れ、児童の食への意識の向上を図った。 □　保護者や教職員の意見を取り入れて、料理の組み合わせや味付けを工夫した給食献立の作成及び食材の選定を行い、生きた教材として、より豊かな給食を提供した。 □　児童・生徒及び保護者向けに、食育だよりを毎月発行し、全家庭に向けて配付し、食育に関する家庭の理解を深めた。 □　学校配膳室の衛生管理マニュアルを全面改訂し、ノロウイルスなどの食中毒予防の徹底を図った。

各事業の実績等

１．学校給食推進事業【継続事業】

(1) 事業の目的

児童・生徒の心身の健全な発達、食を通じて豊かな人間関係の構築をめざし、安全・安心な学校給食を提供する。また、給食を食についての生きた教材として、食に関する指導を充実する。

(2) 平成 27 年度の実績

① 学校給食運営管理事業

小学校は１８７日、中学校は１８０日給食を実施した。

（ｉ）給食センター及び小学校配膳室の運営

光熱水費、薬剤、細菌検査・防虫防ソなど衛生管理、各小学校に配膳員配置等

（ⅱ）給食業務委託

委託先　：(株)マルタマフーズ

委託内容：副食調理、配送、食器等洗浄及びボイラー運転業務等

（ⅲ）献立及び食材管理

ＰＴＡや学校関係者等をまじえ、栄養バランスのとれた多彩な献立を作成し、適正な食材の選定を行った。納品時の品質のチェック、産地及び流通経路の確認、一部食材の放射性物質検査を行った。

② 食育推進事業

日本の伝統行事食を体験し学ぶため、次のような献立を教材として給食に取り入れ、食材費を補助した。

ちまき、月見団子、七草がゆ、節分豆、赤飯等

また、栄養教諭による市立小中学校での食育授業や給食献立コンテストを実施した。

③ 給食センター施設管理事業

安全・確実に給食を実施できるよう、施設及び設備（学校配膳室を含む）の維持管理を行った。

（ｉ）修繕

調理・洗浄機器、蒸気・湯水配管、学校配膳室リフト等の修理等

（ⅱ）保守点検等

・機械警備　・清掃（センター内、水路、油水分離槽）　・空調機器　・消防設備等
・電気設備　・貯水槽　・自動扉　・リフト　・圧力容器機器　・緑地管理
・ボイラー煤煙検査　・電動シャッター　・マイクロコージェネレーション

④ 中学校給食運営事業

家庭から弁当を持参することができない場合に学校給食を利用できるよう、希望選択制給食を市立中学校で実施した。これに伴い給食予約システムの運用、中学校への配膳員配置等を行った。年平均利用率は8.8%であった。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	B	有効性	A

中学校給食運営において、利用者が当初想定数よりも少ないため、固定費が相対的に割高になっている点で非効率である。今後、人員の効率的配置等により改善を図る。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

□　子どもたちの心身の健全な成長や基本的食習慣の形成をいっそう図るため、市食育推進計画に基づき、子どもの発達段階に応じて保護者、教職員と連携しながら、栄養教諭による授業、河内長野市産の食材の活用による地産地消の推進、献立コンテストなどを実施する。

□　調理・配膳業務の衛生管理を維持・徹底するため、従事者に対して毎年の課題に即して研修等を行う。

重点目標７　子どもの読書活動の推進

（平成 27 年度担当課：学校教育課　現担当課：教育指導課）

昨今、様々な情報メディアの発達・普及や子どもの生活環境の変化、さらには幼児期からの読書習慣の少なさなどによる、子どもの読書離れ、活字離れが問題となっている。しかし、読書体験は、子どもの言葉や感性を育み、表現力や想像力を豊かにし、人間関係を築いていく上で大切なコミュニケーション能力を高めるために必要なものである。また、子どもは、幼い時期から本に親しむことで、様々なことを学ぶことができ、心豊かに成長していく。

そのため、「河内長野市第２次子ども読書活動推進計画」に基づき、小中学校においては、読書週間や朝の読書の推進を図るとともに、全校に配置された学校図書館司書を中心に、市立図書館や地域のボランティア等と連携しながら、読み聞かせ、本の選書等の児童・生徒のサポートや環境整備を図るなど子どもたちの読書活動の推進を図る。

【主な取組み内容】

１．読書週間や朝の読書の推進

「河内長野市第２次子ども読書活動推進計画」に基づいて、各小中学校において、読書週間の設定や朝の読書の実施、読書ノートを活用し、子どもの読書活動の推進を図る。

【事業名：国語力向上事業】

２．読書活動のサポートや環境整備の実施

学校図書館司書を全校に配置し、教員やボランティア、市立図書館等と連携し、児童生徒の読書活動を支援する環境整備に努める。

また、読み聞かせやおためし読書、本の選定サポートなどに取り組み、児童生徒の読書活動の充実を図る。

【事業名：国語力向上事業】

３．探求的な調べ学習の推進

教科や総合的な学習の時間等において、探求的な調べ学習を積極的に実施するとともにその発表を通じて、児童生徒の国語力の向上につなげる。

平成 27 年度の取り組み及び成果
□　河内長野市第２次子ども読書活動推進計画」に基づいて、各小中学校において、読書週間の設定や朝の読書の実施、読書ノートを活用し、子どもの読書活動の推進を図った。その結果、本市の小中学生の読書量が増加し、市立小中学校の図書室の貸出冊数は全国平均を上回った。 □　学校図書館司書を全校に配置し、季節やイベントに合わせた図書の展示を実施したり、夏選書や先生のおすすめ本紹介、卒業選書を作成したりして、子どもたちが様々な本に興味・関心を持つよう環境整備を行った。さらに、教員やボランティアと協力して、学校図書室の利用時間拡大を図るなど、児童生徒の読書活動を支援する環境整備に努めた。また、市立図書館等と連携し、児童生徒が調べ学習等で必要としている本を集団貸出で借りてきたり、情報交換によって国語の学習内容や児童生徒のニーズを共有したりするなどして、教科や総合的な学習の時間等において、探求的な調べ学習を積極的に実施するとともにその発表を通じて、児童生徒の国語力の向上

につなげることができた。

各事業の実績等

１．学校教育推進事業【継続事業】

(1) 事業の目的

創意と活力に満ちた特色ある学校園づくりに寄与し、子どもたちの心身ともに健やかな成長を図る。

(2) 平成 27 年度の実績

① 国語力向上事業

（ｉ）学校図書館司書

市立小中学校の司書教諭と連携し、貸出業務のほか、読み聞かせ、調べ学習(学習資料の活用)等の図書活動の補助をする学校図書館司書（１０人）を市立全小中学校に配置し、児童生徒の読書活動を推進した。

（ⅱ）言葉きらめき祭

言葉の美しさや表現の多様性に触れたり、自分の考えや気持ちを適切に表現したりすると同時に、郷土に対して目を向け、大切に思う気持ちを持つ子どもを育成するため、市内全域で子どもたちの豊かな言葉の力を育成する機会として「言葉きらめき祭」を開催（期日：平成２７年９月１９日　テーマ：自分の言葉で伝え合おう　発表者数：６３組９１人）した。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

２．学校での取り組みについて

・ 市立小中学校の司書教諭や担任教諭と連携して、図書の貸出業務だけでなく、国語（図書）の学習で読み聞かせや本の紹介等を行った。
・ 社会科や理科、総合的な学習の時間においては、児童生徒の調べ学習について支援を行い、積極的な学びをサポートした。
・ 学習内容や児童生徒のニーズに合わせて必要な本を揃え、市立図書館と連携して各校に必要な本を分配するなどして、学習環境の整備を実施した。
・ 言葉きらめき祭に向けて、自分の考えを文章に書いたり、友だちに話したりする活動を充実させた。また、言葉きらめき祭やふるさと作文の活動を通して、言葉の美しさや表現の多様性に触れ、一方で、郷土に着目しふるさとを大切に思う心を育てることができた。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

□　河内長野市第３次子ども読書活動推進計画」に基づいて、各小中学校において、読書時間の増

加に向けて、朝の読書の実施や読書ノートの活用等、さらに子どもの読書活動の推進を図る。

□　学校図書館司書を継続して全校に配置し、季節やイベントに合わせた図書の展示を実施したり、夏選書や先生のおすすめ本紹介、卒業選書を作成したりして、子どもたちが様々な本に興味・関心を持つよう環境整備を行う必要がある。

□　司書教諭や教員、ボランティアと協力して、学校図書室の利用時間拡大を図るなど、児童生徒の読書活動を支援する環境整備に努める。

□　市立図書館等と連携し、教科や総合的な学習の時間等において、探求的な調べ学習を積極的に実施するとともにその発表を通じて、児童生徒の国語力の向上につなげる。

重点目標８　伝統・文化等に関する教育の推進

（平成 27 年度担当課：学校教育課　現担当課：教育指導課）

時代の変化とともに、家庭や地域社会において伝統・文化を理解したり経験したりする機会が減っている。また、異文化を理解し大切にしようとする心は、自国の文化への理解が基盤となるため、伝統や文化について理解を深め、アイデンティティを確立する教育を推進する必要がある。

そのため、本市では平成23年度より、小５から中１で郷土の歴史や伝統文化に関する学習「ふるさと学」に取り組むとともに、市内に数多く存在する文化財や郷土歴史学習施設を活用したり連携した行事等を実施したりしている。今後、さらに学習を深めるため、体験的な学習機会や、学習成果を活用・発揮できる場面の充実に取り組む。

【主な取組み内容】

１．郷土の歴史や文化・伝統に関するふるさと学の推進

児童生徒が故郷を愛し、誇りに思い、語れることをねらいとして、オリジナルの副読本を活用した「ふるさと学」の時間などを通じ、郷土の歴史や文化、伝統をはじめ、河内長野に関する学習の充実に努める。学習の展開にあたっては、烏帽子形城跡や滝畑ふるさと文化財の森センター、ふるさと歴史学習館『くろまろ館』等の郷土歴史学習施設の積極的な活用を図る。

また、教科、教科外等の様々な場面において、古典に関する学習の充実に努める。

【事業名：副読本・記念品事業】

２．ふるさと学の充実

副読本を中心としたふるさと学による学習を中心に、ふるさと交流課学芸員による出前授業、ふるさと河内長野作文コンクール、子どもが選ぶ「美しの里」発見事業、年賀はがきコンクールなどを実施し、ふるさと河内長野に愛着を持ち、誇りに思う児童生徒を育成する。

平成 27 年度の取り組み及び成果
□　社会科等において、地域学習についての取組みやふるさと学の時間を設け、全小中学校の小学校５年生から中学校１年生において、郷土の歴史や伝統文化等に関する学習に取り組んだ。 □　全小学校中学年において、副教材「わたしたちの河内長野」により地域学習を実施するとともに、全小中学校の小学校５年生から中学校１年生まで、各学年６時間、全 18 時間にわたり、ふるさと学テキスト「かわちながの物語」を活用しながら、ふるさと学授業を計画的に実施することができた。また、学芸員による出前授業において、地域の歴史や寺が池のお話、河内長野の昔話などの歴史学習講座を行った。 □　外部団体と共催で、ふるさと河内長野作文コンクール、子どもが選ぶ「美しの里」発見事業、年賀はがきコンクールを実施した。
各事業の実績等
１．学校運営事業【継続事業】 **(1) 事業の目的** 各学校園の特性を踏まえた組織的・機動的な学校運営の円滑化を図る。

(2) 平成 27 年度の実績

① 副読本・記念品事業

市立小・中学校の教育活動で使用する副読本を作製し、在学児童・生徒に配布した。

河内長野ふるさと学テキスト「かわちながの物語」　　小学５・６年生、中学１年生

社会科副読本「わたしたちの河内長野」　　小学３・４年生

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

２．学校での取り組みについて

・ 全小中学校の小学校５年生から中学校１年生において、郷土の歴史や伝統文化等に関する学習に取り組んだ。各学年６時間、全１８時間にわたり、ふるさと学テキスト「かわちながの物語」を活用しながら、ふるさと学授業を計画的に実施することができた。

・ 図書館やふるさと歴史学習館、ふるさと交流課の協力を得て、地域の歴史や寺が池のお話、河内長野の昔話などの歴史学習講座を各学校で行った。

・ 外部団体と共催で、ふるさと河内長野作文コンクール、年賀はがきコンクール、子どもが選ぶ「美しの里」発見事業を実施した。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

□　子どもたちが我が国や郷土について自ら学ぶ体験的な学習機会や、学習成果を活用・発揮できる場面が限定されがちなため、学習機会等をつくるための取り組みを進める必要がある。

□　「ふるさと学」を支援するため、子どもたちがふるさと学の良さに気付き、ふるさとに対する思い等を表現する「ふるさと作文コンテスト」を継続的に実施する。また、「くろまろ館」や「ふるさと文化財の森センター」などの学校外の教育施設を活用し、体験的な学習機会などを充実していく。

□　ふるさと河内長野作文コンクールや「美しの里」発見事業、年賀はがきコンクールの中で、郷土の良さに気付いたり、愛着を持ち、誇りに思ったりする児童生徒の育成を目指す。

重点目標９　英語教育やICT環境等を活用した特色ある活動の充実

（平成27年度担当課：学校教育課　現担当課：教育指導課）

今日、国際化や情報化が進展し、異なる文化や歴史を有する人々と共に生きる社会において、国際社会の一員として、自ら考え、意見を伝え、主体的に行動する態度や能力を育成することが求められている。そのために、外国の言語や文化に対する理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図ることを目標として英語教育を積極的に推進し、国際理解を深める授業や体験活動の充実を図る必要がある。

そのため、テレビ会議システム等のICT機器を活用し、国際交流により文化や伝統等を学ぶ体験的学習を進め、異文化に対する理解を深める。また、全校に配置しているNET（外国人英語指導員）を活用し、小学校１年生からの外国語活動の授業に取り組む。

【主な取組み内容】

１．全校に配置しているNETを活用し、小学１年生からの外国語活動を実施

全校に配置しているNETを活用し、小学校３年生から実施している英語学習の対象学年を拡大し、平成27年度より小学１年生から展開する。

【事業名：英語教育推進事業】

２．テレビ会議システムを活用した海外との交流授業の推進

テレビ会議システムを積極的に活用して、海外との交流や協働学習を展開し、国際理解教育を推進する。

【事業名：子ども教育支援センター事業】

平成27年度の取り組み及び成果
□　児童生徒が自ら積極的にコミュニケーション能力の向上を目指す意欲を育成し、言語を用いて思考し、その思考した内容を正確に伝達する能力である言語力の基礎的な能力を培うための英語学習に取り組み、さらに我が国及び諸外国の文化や伝統を学ぶ取り組みを進めた。 　また、英語によるスピーチコンテスト「イングリッシュフェスティバル」への参加者が増加するなど、児童生徒の英語に関する興味・関心をより高めることができた。 □　市内全小学校教員・中学校英語科教員対象の英語研修を実施し、外国語活動・英語授業においてコミュニケーション場面を取り入れた授業を行う教員が増加し、子どもたちの国際化に対応する力の基礎となる英語に親しむ能力や、英語によるコミュニケーション能力の向上を図る取組みを推進した。 　また、小学校の英語の教科化の動きに対して、教員研修を実施するとともに、市内小学校全校で外国語活動の公開授業を行い、教職員の指導力向上を推進した。
各事業の実績等
１．学校教育推進事業【継続事業】 **(1) 事業の目的** 　創意と活力に満ちた特色ある学校園づくりに寄与し、子どもたちの心身ともに健やかな成長を図る。

(2) 平成 27 年度の実績

① 英語教育推進事業

（ｉ）外国人英語指導員による英語指導事業

国際理解教育の一環として、市立全小学校が教育課程特例校として申請し、５・６年生は週１回、１～４年生は隔週１回（天野小学校・高向小学校は週１回）の外国語活動を実施した。授業は学級担任と外国人英語指導員とのティームティーチング（複数の教師が協力して教育指導にあたる方式）で進め、「聞く」「話す」活動を中心として、コミュニケーション能力の育成に努めた。

市立各中学校においては、国際化時代に対応できる生徒の育成をめざして、英語の Speaking・Listening 能力の向上とともに外国文化などへの興味・関心を幅広く高めることを目的として、英語科において、学級担任と外国人英語指導員とのティームティーチングによる授業を実施した。

（ⅱ）イングリッシュフェスティバル

日頃の学習の成果を踏まえ、児童生徒たちが自らの意見を英語で発表する機会（詩の朗読、歌、暗唱、スピーチ、プレゼンテーションなど）として、市内４高等学校との共催で「第１２回河内長野イングリッシュフェスティバル」を開催（期日：平成２７年１０月３日　発表者数：１３５人）した。

（ⅲ）イングリッシュサロン

日本人教員と外国人英語指導員とが英会話やワークショップでの活動を通して、児童生徒の指導について共通理解を図り、今後の授業の円滑な実施をめざすとともに、英語教育、英語活動のさらなる充実のために日本人教員が外国人英語指導員と英語によるディベート、ディスカッションなどを行い、実践的な英会話能力の向上を図ることを目的にイングリッシュサロンを開催（期日：平成２７年８月５日　参加者数３１人）した。

（ⅳ）イングリッシュキャンプ

児童が普段の学校生活とは異なるレクリエーション活動や生活体験活動（買い物、調理）等を外国人英語指導員と共に行い、英語を用いてコミュニケーション能力を磨くイングリッシュキャンプを実施（期日：平成２７年８月２５日～２６日　参加者数：３６人）した。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

２．子ども教育支援センター事業【継続事業】

(1) 事業の目的

教育に関する調査・研究及び研修、教育情報の提供並びに教育相談等を実施し、教育の振興発展を図る。

(2) 平成 27 年度の実績

① 子ども教育支援センター事業

教育メディアセンターとして、授業におけるインターネット、コンピュータ活用の推進を図るため、情報教育アドバイザー（学校園の機器操作法の研修や支援、保守(修理)依頼を要しないトラブル対応などを行う）を市内全小中学校に派遣（各学校：７５０回　外国との交流等 TV 会議：１８０回）した。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

３．学校での取り組みについて

・　市立全小学校が教育課程特例校として申請し、５・６年生は週１回、１～４年生は隔週１回（天野小学校・高向小学校は週１回）の英語活動を実施し、「聞く」「話す」活動を中心として、英語に慣れ親しみながら、コミュニケーション能力の育成に努めた。

・　市立中学校においては、英語の Speaking・Listening 能力の向上とともに外国文化などへの興味・関心を幅広く高めることを目的として、教科担任と外国人英語指導員とのティームティーチングによる授業を実施した。

・　夏休みに市立小学校の児童対象にイングリッシュキャンプを実施し、レクリエーション活動や生活体験活動(買い物、調理)等を外国人英語指導員と共に行い、英語を用いてコミュニケーション能力を高める活動を実施した。

・　児童生徒たちが自らの意見を英語で発表する機会（詩の朗読、歌、暗唱、スピーチ、プレゼンテーションなど）として、イングリッシュフェスティバルを実施した。市立全小中学校と市内１中学校および市内４高等学校から参加した。

・　各校において、オーストラリアをはじめとする海外の小中学校との語学・文化交流を積極的に取り組むことにより、身につけた英語を実際に活用して伝わる喜びを感じさせ、コミュニケーション能力の育成に努めた。また、諸外国の文化に触れることで、多文化理解・自国文化理解を進めた。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

□　テレビ会議システムを活用した諸外国の学校等との交流を市内小中学校で引き続き実施し、全ての子どもが英語を活用したコミュニケーション力の向上が図れる機会をより多く設定する。

また、テレビ会議システムを活用した交流を継続的に取り組む中で、子どもたちが国際社会について学習する機会等をより多く持つために、外部機関との連携をこれまで以上に深め、国際理解教育への取り組みを増やしていく。

□　小学校英語の教科化に向けて、西中校区において、先進的な取り組みを推進する市フロンティア事業を活用し、小学校高学年だけでなく、中学年においても毎週英語活動を実施するための先進的な研究を進める。また、中学校については、市内全中学校に CAN-DO リスト作成を進める。

重点目標１０　多文化共生への支援

（平成 27 年度担当課：文化・スポーツ振興課　現担当課：文化・スポーツ振興課）

社会のグローバル化が進み、身近な地域においても様々な国籍を有する人たちが生活している。出身地をはじめ生活様式や文化、言語などに関係なく、互いの違いを尊重し合い、同じ地域社会の構成員として共に生きていくことが求められている。また、国際化社会に適応できる人材の養成も課題である。

そのため、小・中学生に対する国際理解授業や市民対象の国際理解講座などの啓発活動を展開するとともに、河内長野市国際交流協会をはじめとする市民団体との協働による各種の取組みを進める。

【主な取組み内容】

１．国際理解のための啓発事業等の推進

河内長野市国際交流協会との協働により、在住外国人を小・中学校に講師として派遣し、児童生徒の多文化共生理解を深めます。

また、市民を対象とした多文化共生に関する講座などの事業を実施します。

【事業名：国際化推進事業】

２．多言語による情報提供の推進

複数の言語による「外国人のための生活ガイドブック」の作製等、多言語による市の情報提供を進めます。

【事業名：国際化推進事業】

３．国際交流関係団体との連携強化

本市の国際交流の要として、市民が主体となって河内長野市国際交流協会が実施する様々な事業に対して、市から財政的な支援を行うとともに、市民との協働により事業を実施します。

【事業名：国際交流協会関係事業】

平成 27 年度の取り組み及び成果
□　子どもたちの多文化に対する理解を進めるため、市内小中学校の総合学習の時間に行なわれている「国際理解授業」に、8 か国の外国人講師を計 4 校へ派遣した。また、一般市民に向けて、「世界情勢ここに注目！」をテーマに 3 回講演会を実施し、延 111 名の参加者を得た。 □　外国人も地域社会の一員として充実した生活が送れるように、3 ヶ国語による外国人のための生活ガイドブックを作成した。 　また、在日外国人に大規模災害時避難所生活の一部を体験し、言語や生活様式の違いなどから起こる課題を地域の方々と共有する機会として、地域一斉防災避難活動に参加した。 □　地域在住者で日本語が不自由な外国人や帰国者のために日本語サロンを市内 3 施設において合計 130 回開設し、延 1156 人の学習者を得た。 　また、市民交流センターにて語学クラブを開催し、英語（初級・中級・フリートーキング）、中国語（入門・初級・中級）、韓国語（入門・初級）、スペイン語（初級）による延 1152 人の参加者を得た。

各事業の実績等

１．国際化推進事業【継続事業】

(1) 事業の目的

国際化の潮流が加速する現状において、在住外国人が良好な市民生活を送ることができ、市民も今後の国際化社会に柔軟に適応できるようになることをめざす。

(2) 平成 27 年度の実績

① 国際化推進事業

多文化共生の観点から、在住外国人が本市で安心して生活できるように、また地域社会で地域住民と円滑な生活ができるように、各課で作成している資料を翻訳し「外国人のための生活ガイドブック」を作成した。

翻訳内容 「すこやか健康年間事業案内」

翻訳言語 英語・韓国語・中国語

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	B	有効性	A

「２．国際交流協会関係事業」において効率性Ｂとしているため、Ｂとなっているが、本事業についての効率性はＡである。

２．国際交流協会関係事業【継続事業】

(1) 事業の目的

市民の自主的な運営による国際交流協会の活動等に対し、必要な支援を通して、国際交流の促進・国際理解の高揚、外国人とともに暮らせる地域づくりなど、本市の市民による国際交流の推進に寄与する。

(2) 平成 27 年度の実績

① 国際交流協会支援事業

河内長野市の国際交流の要としての河内長野市国際交流協会が実施する市民主体によるさまざまな交流事業に対して、財政的な支援を行うため、河内長野市国際交流基金運用益金を充当するなど国際交流事業補助金を同協会に助成し、同協会を中心に市と市民（会員）との協働により事業を実施した。

・ 交流活動事業

お互いの文化を理解し、心とこころをつなぐ交流会や市民が異文化を知る機会を提供した。

・ 日本語支援活動事業

在住の外国人をはじめ、国籍を問わず日本語学習支援や情報交換等の事業を行った。

・ 多文化共生活動事業

誰もが安心して暮らせる環境づくりや、お互いが助けあえる、顔のわかるネットワークづくりのための事業を行った。

・ 語学交流活動事業

各母国語の講師による語学レッスンをとおして交流し、学んだ知識を翻訳や通訳に生かせるよう語学クラブなどを開催した。

・青少年育成活動事業

青少年を対象に、早い時期から国際的感覚を身に着けられるような事業を行った。

・広報活動事業

国際交流協会会員及び市民に対し、同協会の活動内容の報告やイベント情報の周知を行った。

・カーメル市交流活動事業

姉妹都市提携を結んでいるカーメル市（アメリカ合衆国インディアナ州）との交流事業を実施した。

平成 27 年度河内長野市国際交流協会会員数（単位：口数）

個人（学生）会員	2
個人（一般）会員	348
家族会員	83
団体会員	18
計	451

② 国際交流基金積立金

河内長野市国際交流基金運用益金（単位：円）

区分	金額（円）	備考
平成２６年度末基金残高	105,306,000	
平成２７年度末基金残高	105,690,000	
平成２７年度運用利子収入	474,990	国際交流事業に充当

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	B	有効性	A

現状として、国際交流・国際協力事業を中心とした事業展開になっており、事業評価の効率性をＢ評価とした。今後、多文化共生に係る施策に重点を置いた事業を河内長野市国際交流協会との連携をもとに努める。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

□ 外国人のための生活ガイドブックの内容の更新、充実を図り、引き続き多言語による情報提供に努める。
□ 今後も日本語サロンを継続的に開催し、在日外国人等への日本語への支援を推進する。
□ 河内長野市国際交流協会との連携を図り、国籍や民族などが異なる人々がともに地域社会の構成員として共に生きる多文化共生社会の構築につながるよう、様々な取組みを推進する。

重点目標１１　歴史文化遺産の保存・継承と活用
（平成 27 年度担当：ふるさと交流課　現担当課：ふるさと文化財課）

歴史文化遺産は、市民が「ふるさと河内長野」らしさを感じ、地域に対する誇りと愛着を育む上で、大きな役割を果たす貴重な地域資源である。少子高齢化が進む中で、郷土への関心を喚起し、歴史文化遺産を次世代に継承して広く活用する方策が課題となっている。

そのため、学校教育及び社会教育において、その普及啓発事業の充実を図る。また、地域に誇りと愛着を持ってボランティア活動等に取り組む市民と幅広く連携し、保存・継承活動を推進するとともに、各種イベント等を通じて、その活用による地域の活性化にも視点を置いた事業展開を進める。

【主な取組み内容】

１．指定文化財の保存・継承と活用の推進

① 金剛寺金堂等保存修理事業など、18 件の国指定文化財保存事業、6 件の府指定文化財保存事業、13 件の市指定文化財保存事業について、市より補助を行う。
【事業名：指定文化財保存事業】

② 平成 24 年 1 月 24 日に国史跡に指定された烏帽子形城跡について、『史跡烏帽子形城跡整備基本計画』に基づく整備工事を実施する。
平成 27 年度は、サイン（石柱）設置、礎石遺構の地上明示、樹木の間伐を行う。
【事業名：史跡烏帽子形城跡整備事業】

③ 今後の市内の文化財の保護、活用の指針として「河内長野市歴史文化基本構想」の検討を進め、平成 27 年度に策定を完了する。
【事業名：歴史文化基本構想策定事業】

④ 高野山開創 1200 年記念事業として、くろまろ館で市内に伝わる空海伝説に関する展示を行う。
【事業名：ふるさと歴史学習館事業】

２．未指定文化財の調査

個人住宅の建設等の際、敷地内の埋蔵文化財の発掘調査を行う。
また、未指定の文化財の調査を行い、必要に応じて保存措置の検討を行う。
【事業名：埋蔵文化財発掘調査事業、文化財保護審議会事業】

３．普及啓発図書の作成

市内の歴史・文化について、市民等の理解や学習を深めるため、市内の文化財を分かり易く解説した図書を刊行する。
【事業名：「文化財のまち」啓発事業】

４．ふるさと文化財の森の保存活用と普及啓発

文化庁より「ふるさと文化財の森」として指定されている観心寺境内林、岩湧山茅場の 2 ヵ所について、植生の維持のために行う事業への補助を行う。

【事業名：指定文化財保存事業、滝畑ふるさと文化財の森センター活用事業】

５．ぐるっとまちじゅう博物館の開催及び子ども文化財解説の実施

市内の文化財の公開事業である「ぐるっとまちじゅう博物館」では、普段は公開されていない文化財の公開を行うとともに、地域の小学校の児童による子ども文化財解説を実施します。

また、高野山開創 1200 年記念事業として、高野街道沿いの文化財を公開するとともに、ウォーキング事業を実施する。

【事業名：歴史遺産活用事業】

平成 27 年度の取り組み及び成果
□国、府、市の指定文化財について国、府と連携して適切な管理、修理事業を実施した。 □史跡烏帽子形城跡保存管理計画・整備基本計画に基づき、史跡烏帽子形城跡のサイン整備、遺構の整備、間伐等を行った。 □今後の市内の文化財の保護、活用の指針として「河内長野市歴史文化基本構想」を策定した。 □ふるさと歴史学習館（くろまろ館）では、小学校３・６年生が来館し、それぞれの学校や学年のニーズに対応した歴史体験教室を実施した。また、常設展示のほか、延べ９回の企画展示を実施し、企画展示に関連した講座など、５回の講座や体験教室を実施し、7,632 人の入館者があった。 □市内の文化財の保存・活用を進めるため、指定文化財の修理方針や指定文化財候補について、河内長野市文化財保護審議会で審議を行った。また、 未指定文化財調査事業として、自治会収蔵資料調査を行った。 □個人住宅の建設等の際、埋蔵文化財の試掘調査、発掘調査を行った。また、埋蔵文化財発掘調査の成果を報告するため、報告書を４冊刊行した。 □河内長野市内の遺跡について市民にもわかりやすく解説した図書（普及啓発図書）として、『かわちながの炭ものがたり』を刊行し、図書館及び市立小中学校に配布するとともに、市内の書店で販売した。 □くろまろ館が収蔵する紺屋型紙のデジタル画像を使用した製品として付箋を作成・販売し、多くの人に、型紙の魅力に触れる機会を提供することにより、郷土に対する理解の促進を図ることができた。 □市民の郷土の歴史に対する理解が深まるよう、滝畑ふるさと文化財の森センターとくろまろ館のそれぞれの特色を生かした取り組みとして、ふるさと体験事業などの取り組みを実施した。 □滝畑ふるさと文化財の森センター資料館では、常設展示のほか、旧梶谷家での第７回古民家ミニコンサートの開催など、4,547 人の入場者があった。 □公益社団法人全国社寺等屋根工事技術保存会（文化財である社寺等屋根工事の技術保存とその研究向上を図り、社寺屋根工事技術者、檜皮採取者養成研修及び文化財修理用資材の確保等を行う全国組織）との共催で、檜皮採取者養成研修及び檜皮採取林の育成事業を２回実施した。 その成果として、市有林の育成を通じ、檜皮葺屋根の資材を確保し、檜皮の供給地を保全し、同時に檜皮採取者の後継者の育成に協力することができた。 □大阪府立大学からの実習生を受け入れ、学生の茅刈り体験を実施した。実習生に文化財修復資材の確保や茅場保全の重要性を認識してもらうことにより、文化遺産の維持継続のための普及啓発を推進することができた。 □ぐるっとまちじゅう博物館等、文化遺産を活用した事業を実施し、市内の文化遺産の魅力を発信した。

各事業の実績等

１．指定文化財保存事業【継続事業】

(1) 事業の目的

本市に所在する全国有数の歴史文化遺産を適切に保存し、次世代に継承する。

(2) 平成 27 年度の実績

有形文化財の管理・修復や無形文化財の継承・保存等に対して指導助言するとともに、河内長野市文化財保護条例・同条例施行規則、文化財保存事業補助金交付要綱に基づく補助金を交付し、指定文化財の適切な保存・管理を推進した。

① 国指定文化財保存事業

金剛寺金堂外 2 棟修理など全 18 件の保存事業に対して指導助言し、補助金を交付した。

② 府指定文化財保存事業

福田家住宅管理費など全 6 件の保存事業に対して指導助言し、補助金を交付した。

③ 市指定文化財保存事業

西代神楽保存継承など全 13 件の保存事業に対して指導助言し、補助金を交付した。

④ 指定文化財の保存等のための調整

指定文化財の保存修理のため、国及び大阪府と調整・協議を行った。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

２．河内長野市指定文化財旧三日市交番活用事業【継続事業】

(1) 事業の目的

高野街道三日市宿があった三日市町への交流人口の拡大をめざし、地域住民の地域への関心と愛着を育むために、河内長野市指定文化財旧三日市交番の活用を行う。

(2) 平成 27 年度の実績

河内長野市指定文化財旧三日市交番について三日市小学校区連合町会との協働によって施設の管理・運営を行い、施設内でのパネル展示、文化財展示を行った。

① 河内長野市指定文化財旧三日市交番管理事業

・開館日数　136 日　入館者数　3,438 人

・春期特別開館　「高野街道のみどころ」

・5 月 16 日（土）～5 月 24 日（日）

・秋期特別開館　「高野街道の魅力　再発見」

・10 月 24 日（土）～11 月 1 日（日）

・第 1 期常設展「高野山にいたる道～高野街道～」4 月から 7 月

・第 2 期常設展「三日市の民俗行事２～夏から冬～」「市内に残る戦争の記憶」8 月から 11

月

・第３期常設展「三日市の文化財３～古墳時代の三日市～」12 月から３月

② 河内長野市指定文化財旧三日市交番 PR 事業

河内長野市指定文化財旧三日市交番で行う事業を PR するために、PR 用の立て看板を作成した。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	B

有効性Ｂについては、入館者数を増やすための検討を引き続き行う必要あり。具体的に先ずは効果的なＰＲ方法を検討する。

３．滝畑ふるさと文化財の森センター活用事業【継続事業】

(1) 事業の目的

文化遺産の保護に必要な植物性資材に関する技術的研修及び普及啓発活動を推進するとともに、豊かな自然の中で地域の資産を活かした体験学習の場を提供することにより、社会教育の振興を図る。

(2) 平成 27 年度の実績

文化遺産を後世に伝えていくために文化財の保存修理に地産地消の考え方を取り入れ、植物性屋根葺材の確保と資材に関する技能者の養成、また、その意義を普及啓発することを目的として、下記の事業を実施するとともに、豊かな自然の中で地域の資産を活かした体験学習の場を提供することにより、社会教育の振興を図る。

① 檜皮採取者養成研修

(公社)全国社寺等屋根工事技術保存会との共催により、檜皮葺屋根の資材確保と檜皮採 取者の後継者養成を目的に、檜皮採取者養成研修及び檜皮採取林の育成事業を河内長野市滝畑の千石谷市有林において実施した。

第1 回 平成27 年9月 7日～ 9月21日 参加者4名

第2 回 平成27 年9月25日～ 10月 9日 参加者4名

② 茅刈り・山焼き事業

植物性屋根葺材の確保のため、滝畑地区と協働し、岩湧山茅場の茅刈り作業を平成 28 年 3 月に実施した。(刈取り束数 2,200 束) また、翌年のカヤ育成のための山焼きを実施した。

③ 滝畑ふるさと文化財の森センター運営管理

（ｉ）資料館

入館者数 4,547 人

（ⅱ） 研修宿泊施設管理運営業務

利用者内訳	市内		市外		合計	
	団体数	人 数	団体数	人 数	団体数	人 数

こ　ど　も　会	11	330	0	0	11	330
小・中学校	12	779	5	183	17	962
高　校・大　学	4	97	30	996	34	1,093
幼稚園・保育所	14	314	25	751	39	1,065
青少年育成団体	27	1,637	9	280	36	1,917
その他	34	946	64	2,034	98	2,980
合計	102	4,103	133	4,244	235	8,347

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	B	有効性	B

効率性・有効性Ｂについては、費用対効果等で検討を引き続き行う必要あり。具体的な方策を検討するため課内でＰＴを設置した。

４．史跡烏帽子形城跡整備事業【継続事業】

(1) 事業の目的

平成２３年度に国史跡となった史跡烏帽子形城跡を適切に保存し、活用する。

(2) 平成 27 年度の実績

平成２３年度に国の史跡に指定された烏帽子形城跡について、サイン整備、遺構の整備、間伐等を行った。

①　石柱設置工事

「国指定史跡　烏帽子形城跡」と刻んだ石柱を烏帽子形公園駐車場入り口付近に設置した。

②　地下遺構（礎石建物）の地上明示工事

過去の発掘調査で見つかった２棟の礎石建物を地上明示するために、遺構面保護のための盛土の上に、礎石の配置を忠実に再現した。

③　史跡内の樹木の間伐工事

頂上からの眺望を確保し、山城遺構の形状を見やすくするために、樹木の間伐等を行った。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

５．歴史文化基本構想策定事業【継続事業】

(1) 事業の目的

幅広いジャンルの文化財を総合的に把握し、これらを環境も含めて総合的に保存・活用するための方針を明確化し、文化財の保護及び活用に関するマスタープランを策定する。

(2) 平成 27 年度の実績

歴史文化基本構想とは、地方公共団体の文化財保護のマスタープラン（最上位の計画）とし

て、地域の文化遺産を総合的に保存・活用していくための指針となる構想である。市内にある文化遺産を計画的に保存・活用するために、構想の策定を行った。

① 河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会の開催

平成 27 年 10 月 16 日(金)に第 5 回河内長野市歴史文化基本構想等策定委員会を開催し、「河内長野市歴史文化基本構想の策定について」答申を受けた。

② 河内長野市歴史文化基本構想の策定

住民説明会、パブリックコメントの実施を経て、河内長野市歴史文化基本構想の策定を行った。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

６．ふるさと歴史学習館事業【継続事業】

(1) 事業の目的

郷土資料を収集し、地域に伝わる文化財の重要性を啓発する。文化財愛護の精神を醸成するため必要な事業を実施する。

(2) 平成 27 年度の実績

① ふるさと歴史学習館展示

常設展示のほか、特別展示室・エントランスなどで延べ 9 回の企画展示を実施した。

＜エントランス展示＞

展示内容	期間	入館者数等
百味飲食～天野山金剛寺　正御影供	4 月 11 日(土)～5 月 22 日（金）	期間中入館者数 1,437 人
くろまろ館歴史クイズ　むかしの道具	7 月 18 日(土)～10 月 4 日(日)	クイズ体験人数　336 人
甦る油屋旅館	10 月 10 日(土)～12 月 23 日(水・祝)	期間中入館者数 1,950 人
ありがとう綿の里親さん～綿の里親プロジェクト 2015～	2 月 13 日(土)～3 月 21 日(日)	期間中入館者数 553 人

＜収蔵庫展示＞

展示内容	期間	入館者数等
節句幟	4 月 18 日(土)～6 月 12 日(金)	期間中入館者数 1,662 人

＜特別展示室展示＞

展示内容	期間	入館者数等
南河内の縄文展　河内長野編	5 月 27 日(水)～7 月 5 日(日)	期間中入館者数 753 人
河内長野に残る空海の記憶	7 月 18 日(土)～9 月 27 日(日)	期間中入館者数 1,556 人
高野街道十八景～気まぐれ歴史散歩～	10 月 10 日(土)～12 月 23 日(水・祝)	期間中入館者数 1,950 人
紺屋型紙　こんな模様もありまっせ～道具編～	1 月 23 日(土)～5 月 20 日（金）	期間中入館者数 2,360 人

② ふるさと歴史学習館講座

企画展示に関連した講座など、5 回の講座や体験教室を実施し、計 257 人の参加者があった。

③ ふるさと歴史学習館施設管理運営業務

市内で行った発掘調査の整理作業を行うとともに、市民の郷土理解を深めるため、歴史・芸術・民俗などに関する資料を収集し、保管・展示を行った。展示など館運営にはボランティアの協力を受けた。年間入館者数は 7,632 であった。

④ 館蔵品の保存修理

中尾牧場引札と萬覚帳について保存修理を行った。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	B

有効性Ｂについては、入館者数を増やすための検討を引き続き行う必要あり。

具体的に先ずは効果的なＰＲ方法を検討する。

７．埋蔵文化財発掘調査事業【継続事業】

(1) 事業の目的

市内に所在する埋蔵文化財を保護する。

(2) 平成 27 年度の実績

開発行為から埋蔵文化財を保護するために、周知の埋蔵文化財包蔵地及びそれ以外でも 500 ㎡以上の開発については、開発者負担により開発前に埋蔵文化財の試掘調査、発掘調査を行った。ただし、開発が個人住宅によるもの、もしくは小規模事業者が行うものであった場合は国費及び市費により実施した。

① 周知の埋蔵文化財包蔵地（文化財を包蔵する土地）内の開発

・民間開発による発掘届（文化財保護法 93 条）　59 件

・公共事業に伴う発掘通知（文化財保護法 94 条）　7 件

・民間開発に伴う発見届（文化財保護法 96 条）　0 件

② 埋蔵文化財包蔵地以外で 500 ㎡以上の開発

・試掘依頼件数　10 件

③ 民間開発事業に伴い実施した埋蔵文化財発掘調査

・国費及び市費で実施した埋蔵文化財発掘調査　6 件

・原因者負担により実施した埋蔵文化財発掘調査　　1件

④　公共事業に伴う埋蔵文化財調査

下里運動公園・人工芝球技場建設及び消防団屯所建設に伴い埋蔵文化財試掘調査を行った。

⑤　埋蔵文化財発掘調査報告書の刊行

埋蔵文化財発掘調査の成果を報告するための報告書を4冊作成した。

『河内長野市文化財調査報告書第58輯　河内長野市埋蔵文化財調査報告書34　宮の下遺跡Ⅱ』

『河内長野市文化財調査報告書第59輯　河内長野市埋蔵文化財調査報告書35　観心寺遺跡　他』

『河内長野市文化財調査報告書第60輯　河内長野市埋蔵文化財調査報告書36　宮の下遺跡Ⅲ』

『河内長野市文化財調査報告書第61輯　河内長野市埋蔵文化財調査報告書37　喜多町遺跡』

⑥　重要遺跡調査事業

国指定史跡　烏帽子形城跡整備事業を実施するために、史跡内の事前確認調査を行った。また、国指定史跡　金剛寺境内中心伽藍石垣整備事業を実施するために、石垣の裏込めの状況及び境内の盛土層堆積状況の事前確認調査を行った。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

８．文化財保護審議会事業【継続事業】

(1) 事業の目的

市内歴史文化遺産を評価し、適切な保護及び活用の方針を検討する。

(2) 平成27年度の実績

文化財保護審議会を2回（9月・11月）開催し、市内文化財の保全・活用について審議を行った。また、新たに市指定文化財候補として1員の答申が行われた。

①　平成27年度　第1回河内長野市文化財保護審議会の開催

平成27年9月3日（木）に開催し、1件の議事を行い、1件の報告を行った。

・議事　「加賀田神社本殿彩色修復事業の修理方針と現状変更」について

・報告　「平成26年度　事業報告」

②　平成27年度　第2回河内長野市文化財保護審議会の開催

平成27年11月27日（金）に開催し、1件の答申を受け、3件の報告を行った。

・答申　「河内長野市指定文化財候補－東洋図・世界図屏風－」について

・報告　「河内長野市歴史文化基本構想の策定」について

・報告　「史跡　烏帽子形城跡整備事業の進捗」について

・報告　「平成28年度　河内長野市文化財事業計画（案）」について

※　文化財保護審議会…文化財保護法第190条第1項、河内長野市附属機関設置条例に基づき、河内長野市の区域内に存在する文化財の保護及び活用に関して、教育委員会の諮問に応じ、意見を述べるための審議会。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

９.「文化財のまち」啓発事業【継続事業】

(1) 事業の目的

「文化財のまち　河内長野」を広く市内外に発信し、本市の歴史や文化遺産に関心を持ってもらえるように働きかける。

(2) 平成 27 年度の実績

ふるさと歴史学習館が収蔵する「紺屋型紙」を高精細デジタル画像化したデータを使用して、デジタル画像製品（付箋）を作製し、文化財デジタル資料の活用を行った。また、ふるさと歴史学習館・市役所情報センター・滝畑ふるさと文化財の森センター等で販売を行い、「文化財のまち」としての普及啓発を行った。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	B

有効性Ｂについては、人気グッズの調査を引き続き行う必要あり。
具体的には様々なミュージアムのグッズを調査する。

10. 歴史遺産活用事業【継続事業】

(1) 事業の目的

市内の歴史文化遺産を活用した事業を実施し、河内長野市民にふるさとへの愛着心を育み、市外へ向けて市の魅力を発信する。

(2) 平成 27 年度の実績

市内の文化財の現地公開、講演会等を行い、市の魅力の発信、市民の地域に対する関心と愛着を育む。

① 連続講座「高野山巡礼と高野街道～1200 年の歴史と庶民信仰～」

高野山開創 1200 年を記念した連続講座を平成 27 年 10 月 6 日（火）[181 名]・10 月 20 日（火）[186 名]・27 日（火）[165 名]・11 月 10 日（火）[158 名]・11 月 17 日（火）[143 名]の日程で開催した。平成 27 年 10 月 13 日（火）には高野山で現地見学会を開催し、43 名が参加した。

② ぐるっとまちじゅう博物館 2015

市域全体を博物館とみたて、各年度で地域を設定して文化財を現地公開する「ぐるっとまちじゅう博物館」について、平成 27 年度は高野街道沿いの文化財を訪ね歩くウォーキングを実施した。平成 27 年 12 月 12 日（土）・13 日（日）の間で約 170 人の参加者を得た。

③ 郷土・歴史学習事業

学校との連携事業として、市立小学校 13 校の 3 年生～6 年生・市立中学校 4 校の 1 年生

を対象として、年間 59 回、文化財担当職員が小中学校で郷土・歴史の解説を行った。

④　文化財普及啓発図書刊行事業

発掘調査の結果をもとに市内の文化財について、より理解を深めることを目的とした普及啓発図書を刊行した。

・シリーズ河内長野の遺跡 10「かわちながの炭ものがたり」

⑤　シンポジウム「奥河内の中世的世界～寺社権力と守護権力～」の開催

歴史文化基本構想啓発のため、平成 27 年 12 月 5 日（土）に、中世の寺社と守護の地域権力の在り方について理解を深めることを目的としたシンポジウムを実施した。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	B

有効性Ｂについては、今で充分というのではなく、絶えずその時期その時期の機会を捉まえ、テーマを引き続き検討を行う必要がある。

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

□ 国、府、市の指定文化財について、補助の在り方について検討を行いつつ、引き続き、国、府と連携して適切な管理、修理事業を実施する。

□ 史跡烏帽子形城跡保存管理計画・整備基本計画に基づき、史跡烏帽子形城跡の整備工事を進める。

□平成27年度に策定した河内長野市歴史文化基本構想に基づく河内長野市文化財保存活用計画を平成29 年度に策定し、これらに基づき本市の歴史文化遺産の保存と活用を進める。

□ 未調査の文化財について調査を進め、必要に応じて文化財保護審議会に諮問し、答申を得て、指定を行う。

□ くろまろ館等の施設において、歴史文化遺産の普及啓発を進めるため、各施設の特性を生かした体験メニュー等、多くの人にとって魅力ある企画の立案を行い、事業を実施していく。

□文化財修復資材の地産地消の推進のため､引き続き植物性屋根材を使用した茅葺き屋根の資材確保と、檜皮採取者の後継者育成を実施する。

□ 市における文化遺産の価値をさらに共有化するため、各種事業等を通じて、公開と活用を進める。

□ 市内の文化遺産について理解を深めるため、 今後も継続して普及啓発図書の刊行や講演会・シンポジウム等の開催を行っていく。

重点目標１２　保幼小連携による幼児期の教育の充実

（平成 27 年度担当課：学校教育課　現担当課：教育指導課）

人間形成の基礎を培う重要な幼児期の教育を充実させるため、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」、「保幼小連携型認定こども園教育・保育要領」及び「河内長野市幼児教育推進指針」の趣旨を踏まえ、幼児期の教育に関連する機関や組織が連携し、家庭や地域と力を合わせて子どもを育てることが必要である。

そのため、本市の幼児期の教育の中心的役割を担う幼稚園および保育所（園）が、一人ひとりの教育ニーズに応じたきめ細やかな教育の充実に努めるとともに、小１プロブレム(※)を解消し、子どもの発達や学びの連続性を保障するため、河内長野市公私立保幼小連絡会を中心に、幼児期の教育から小学校教育へのスムーズな接続に向けて取り組みを推進する。

【主な取組み内容】

１．保幼小連携の充実と「河内長野市幼児教育推進指針」をふまえた取組みの推進

市公私立保幼小連絡会を中心に幼児教育の充実を図り、基本的生活習慣、コミュニケーション能力、自己肯定感、規範意識等を身につけた園児・児童の育成をめざすとともに、幼児教育と小学校教育の連続性を意識したカリキュラムをふまえた教育・保育を推進する。

２．障がいのある幼児のスムーズな就学に向けての取組みの推進

市教育支援委員会を中心に、他課との連携を図りながら、配慮の必要な幼児や障がいのある幼児のスムーズな就学について取組む。特に、就学相談や巡回相談を実施し、保護者に寄り添った支援の充実に努め、幼児期からの一貫性のある支援を提供できるようサポートブック「はーと」を活用し、その取組みを推進する。

※ 小１プロブレム：小学校に入学したばかりの１年生が、集団行動がとれない、授業中に座っていられない、先生の話を聞けない、などと学校生活になじめない状態が続くこと。

平成 27 年度の取り組み及び成果
□　公私立保小連絡会を年３回開催し、公私立の保育所(園)・幼稚園との連携を行い、保育所(園)・幼稚園と小学校の状況に関する相互理解が深まった。また、公私立保育所（園）・幼稚園教諭及び小学校教諭の合同研修を実施した。 □　幼稚園から小学校への円滑な接続を視野に入れ、公私立の保育(所)園・幼稚園の意見も取り入れながら、幼稚園と小学校の連続プログラム（子どもたちの小学校へのアプローチや小学校でのスタートに関する取り組みを示した「アプローチカリキュラム」・「スタートカリキュラム」）の実践に取り組んだ。また、三日市幼稚園が市内幼稚園のセンター的な機能を発揮し、幼稚園と小学校の連続プログラムの実践を進めた。 □　小学１年生の授業を小学校教諭及び保育者が参観し、授業に対する子どもの理解を深めるための意見交換を行った。 □　公私立の保育所（園）・幼稚園等、幼児の教育、就学前の子育てに携わる諸機関と積極的な情報交換や相互の情報提供を行った。
各事業の実績等

１．学校園での取り組みについて
・　保育所・園、幼稚園では「体験入学」や「給食体験」に取り組むなど「アプローチカリキュラム」の実践検証を行い、プログラムの改善を図った。 ・　各小学校では、入学した子どもたちがより早く学校生活に慣れるよう、生活科を中心に、「学校たんけん」などに取り組むなど「スタートカリキュラム」の実践検証を行い、プログラムの改善を図った。 ・　保育所（園）・幼稚園及び小学校が互いの授業等の様子を参観しあい、保育・教育についてそれぞれが学ぶ機会を設けた。 ・　子どもたちの就学に際しては、保育所(園)、幼稚園、小学校との間で、きめ細やかな連携に努めた。
今後の課題及び次年度以降の取り組みについて
□　公私立保育所(園)・幼稚園が、小学校入学前のアプローチの期間に「幼小連続プログラム」の実践と具体的な取り組みの実践をさらに進め､その実践の成果を相互に共有することが必要である。 □　市内全体の子どもたちが、小学校へスムーズに就学できるよう、公私立保育所（園）・幼稚園との連携を更に図る必要がある。 □　公私立保育所（園）・幼稚園と小学校のスムーズな接続のため、市内の公私立保育所（園)、幼稚園及び認定こども園と連携して「幼児教育推進指針」に基づいた取組みを進めることが必要である。 □　保幼小の合同研修会の開催を計画し、「幼小連続プログラム」に基づく公私立保育所(園)・幼稚園、小学校での教育活動の報告会などの仕組みを構築し、内容の充実を図る。

重点目標１３　豊かな未来を築く力を育む小中一貫性のある指導体制の充実

（平成 27 年度担当課：学校教育課　現担当課：教育指導課）

昨今、中学校入学後、学校になじめず、不登校になったり学習意欲が低下するなど中１ギャップの問題が指摘されている。

この段差解消のためには、学校教育では、小中それぞれの校種だけで子どもを育てるのではなく、小中９年間の教育の連携が必要であり、教育目標の共有化と、指導の一貫性や系統性を図る体制づくり等が必要である。

そのため、市内全中学校区で展開している小中一貫教育推進事業をさらに推進し、豊かな未来を築く力をつけるべく学力向上を柱に据え、小中学校で実践できる小中一貫カリキュラムのさらなる充実を図る。

また、様々な分野で小中学校と市内高等学校や大学等との連携を推進する。

【主な取組み内容】

１．児童生徒の「確かな学力」の向上をめざす小中一貫教育の推進

小中一貫カリキュラムによる乗り入れ授業等の実施検証・改訂を図り、「確かな学力」の向上をめざした授業研究を、小中乗り入れ授業などを充実させながら進める。

【事業名：小中一貫教育推進事業】

２．市内高等学校や大学等との連携の充実

中学校英語教育や小学校外国語活動の発表の場として市内高等学校と共催しているイングリッシュフェスティバル、公私立交流授業などを今後も継続し、さらに連携を深める。

また、次世代の教員育成と小中学校の児童生徒の学習や部活動のサポート等のために、大学等との連携を進める。

平成 27 年度の取り組み及び成果
□　平成24 年度より全中学校区で小中一貫教育推進事業を行い、教科や領域別に、市内小中学校で共通して実践できる小中連続カリキュラムである「つながりアップ・カリキュラム」の作成に取り組み、系統的な指導方法の研究を進めた。このカリキュラムに基づき下記のとおり取組みを進めることができ、全中学校区において成果報告会を開催した。中学校教科書改訂に伴い、「つながりアップ・カリキュラム」の更新を行った。 □　小中学校合同行事を実施することなどを通じて、各校の教職員間で児童生徒に対する理解が相互に深まった。 □　同一中学校区内の小中学校間で、相互に乗り入れ授業等を行い、授業や行事における子どもたちへの指導を通して、小中学校の教員が、児童・生徒それぞれに対する理解を深めた上で、効果的な教科指導や生活・生徒指導を行った。 □　中学校の教科担任制に備えて、小学校で一部の授業の教科担任制に取り組んだ。 □　同一中学校区内の小中学校間で、授業や行事等を合同で実施し、中学校での学習や学校生活に対する児童の不安解消を図った。また、小学校６年生が中学校に出かけて授業を受ける、小中学校が合同で道徳の授業を実施する、小中合同リーダー研修において防災訓練を実施する、中学生による調べ学習の小学生へのポスターセッションを実施するなど、各中学校区にて特色ある取り

組みが計画、実施された。

各事業の実績等

１．学校教育推進事業【継続事業】

(1) 事業の目的

創意と活力に満ちた特色ある学校園づくりに寄与し、子どもたちの心身ともに健やかな成長を図る。

(2) 平成 27 年度の実績

① 小中一貫教育推進事業

義務教育９年間の連続した学びの実現、小学校と中学校のスムーズな移行を図るため、めざす子ども像の共有化、小中乗り入れ授業、小中一貫連続カリキュラム(つながりアップカリキュラム)作成、小中合同行事、ふるさと学（小学５年～中学１年にかけて自然､歴史､伝統文化等の視点から地域のよさを学び考える)、小学校英語活動と中学校英語をつなぐ一貫性のある指導、小学校高学年から交換授業を含めた一部教科担任制、各校への小中一貫コーディネーター配置による小中一貫連絡会・成果報告会開催、小中一貫した生徒指導、小中一貫教育にあたる教員の授業時間軽減のための非常勤講師(マイタウンティーチャー)の配置を行った。

(3) 事業の評価（決算成果報告書における評価）

妥当性	A	効率性	A	有効性	A

今後の課題及び次年度以降の取り組みについて

□　小中一貫教育推進については、３カ年計画として取り組みを進めており、作成した「つながりアップ・カリキュラム」について今後実践を通じて更新する必要がある。

また、カリキュラムに基づく小中合同行事等をさらに推進する必要がある。

□　中学校区で目指す子ども像の共有を進め、言語活動の充実をねらいとした授業改善・学力向上の推進をはかるとともに、生徒指導においても連携をさらに深める。

□　教職員の世代交代に伴い、若い教職員が数多く採用されている中、小中一貫教育の推進によって教職員の知識や技術の向上を図る。また、「つながりアップ・カリキュラム」についても必要に応じて見直しを重ね、全小中学校教職員について、カリキュラムに関する理解を深める。